

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者に対する登録又は許可の取消し等 |
| 根拠条例・規則等名 | | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 |
| 条 項 | | 第 51 条第 1 項、第 58 条第 1 項、第 66 条、第 72 条 |
| 所 管 部 課 | | 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608） |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | <p>未設定</p> <p>法第 51 条第 1 項、第 58 条第 1 項、第 66 条及び第 72 条において、当該取消し等に係る一応の判断基準が示されているものの、処分の性質上、個々の事案について一律的に判断することには馴染まず、具体的な基準を設けることが困難なため。</p> |
| | 設定等年月日 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| 備 考 | | |